

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称			変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所所在地	事業者名称	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	
さいたま市大宮区桜木町四丁目五〇番新藤ビル	株式会社エース	エースケアセンター	さいたま市並木八一―六一―一五	ツクイ所沢並木通り	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	サービスの種類
さいたま市大宮区桜木町四丁目五〇番新藤ビル	株式会社エース	エースケアセンター	さいたま市並木八一―六一―一五	ツクイ所沢並木通り	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三三―一	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
北足立郡伊奈町本町三一七	株式会社A Q U A	みやぎ訪問介護ステーション	さいたま市中富一五七九―一五	ツクイ所沢中富	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	さいたま市東狭山ヶ丘六―二八三五―二	サービスの種類
みやぎ訪問介護ステーション			ツクイ所沢中富		特別養護老人ホーム康寿園		特別養護老人ホーム康寿園		短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

は訪問介護事業所 まゆう
事業所 所在地
ふじみ野市上 一丁目三〇二 番地 五丁目一〇二 番地 五丁目一〇二 番地
ふじみ野市上 一丁目九
訪問介護